

## 【別添 2】

### 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰実施要領

平成 20 年 5 月 19 日  
内閣府男女共同参画局長決定  
改正平成 26 年 2 月 20 日

#### 1 被表彰者

被表彰者は、男女共同参画社会づくりに極めて顕著な功績のあった個人で、関係大臣若しくはこれに準ずる者等から表彰を受けたことのある者又はこれらの者と同程度以上の顕著な功績のあった者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、これらの分野において褒章を受けた者及び叙勲を受けた者は原則として除くこととする。

なお、全国的な視野から見てその業績が顕著な者だけでなく、地域において地道な活動を重ねている者につき配慮するものとする。

- (1) 長年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成や基盤づくりに功績のあった者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その功績が顕著なもの
  - ① 仕事と生活の調和の実現や女性の能力開発・能力発揮に対する支援などを通じて、男女共同参画の促進に貢献した者
  - ② 従来、女性の参画が少なかった活動に積極的に参画し、社会に大きな影響を与えた女性又は従来、男性の参画が少なかった活動に積極的に参画し、社会に大きな影響を与えた男性
  - ③ それぞれの分野において社会的にめざましい活躍をしており、社会への貢献が認められる者で、ロールモデルとして男女共同参画の促進に資するもの
- (3) その他これらに準ずる者で特に功績が顕著な者

#### 2 候補者の推薦

- (1) 関係府省、都道府県等は、1の要件に該当し、被表彰者としてふさわしいと認められる候補者をあらかじめ内閣府男女共同参画局長（同以下「局長」という。）

## 【別添 2】

に通知する。

(2) 前号により通知された者の中から功績等を考慮して被表彰者となりうる者が内定してから、局長は当該関係府省、都道府県に対して正式に候補者として推薦するよう依頼する。

(3) 局長は、前号により推薦された候補者のほかに本表彰にふさわしい顕著な功績があったと認められる者がある場合には、自ら候補者を推薦できるものとする。

### 3 被表彰者の決定

被表彰者は上記 2 (2) 及び (3) により推薦された候補者の中から、有識者からなる選考委員会の審査を経て内閣総理大臣が決定する。

### 4 表彰数

被表彰者は 10 名程度とする。